

飲食事業者向け経営基盤強化支援事業

～都内中小飲食事業者向け 経営基盤強化のための取り組みに関する助成～

【助成金 募集要項（追加募集枠）】(R4.3.11公開)

○申請受付期間

令和4年3月22日（火）～令和4年4月28日（木）

○申請方法

専門家派遣支援を利用された方に直接ご連絡いたします。

○お問い合わせ

飲食事業者向け経営基盤強化支援事業 事務局

TEL：03-5822-7246

（平日 9時～16時30分）



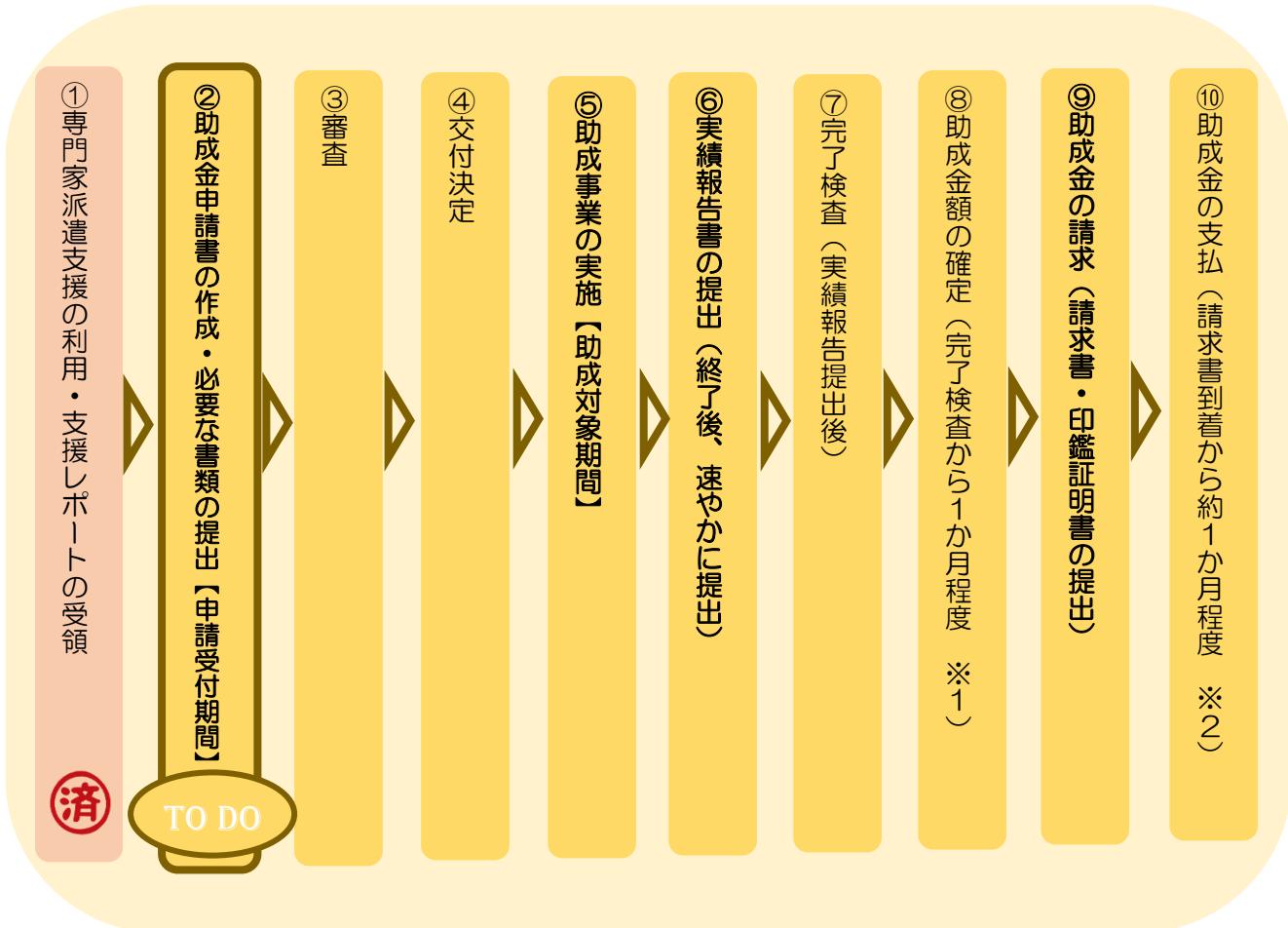
公益財団
法人

東京都中小企業振興公社

目次

1 事業目的.....	2
2 事業内容.....	2
3 スケジュール.....	3
4 申請要件.....	4
5 助成対象期間.....	6
6 助成対象経費.....	7
7 申請方法.....	14
8 審査	17
9 交付決定.....	17
10 交付決定後の流れ（助成事業の実施から助成金の交付まで）	17
11 助成金交付後の注意事項	20
12 反社会的勢力排除に関する誓約事項	21
13 助成金交付決定の取消し及び助成金の返還	23

3 スケジュール



※1 書類に不備等がある場合は、助成金額の確定まで想定日数より時間がかかる場合があります

※2 書類に不備等がある場合は、助成金の支払まで想定日数より時間がかかる場合があります

申請受付期間・交付決定日・助成対象期間は、下記のとおりです。

申請受付期間	交付決定日	助成対象期間
令和4年3月22日(火) ～令和4年4月28日(木)	令和4年5月27日(金)	令和4年5月27日(金) ～令和4年8月26日(金)

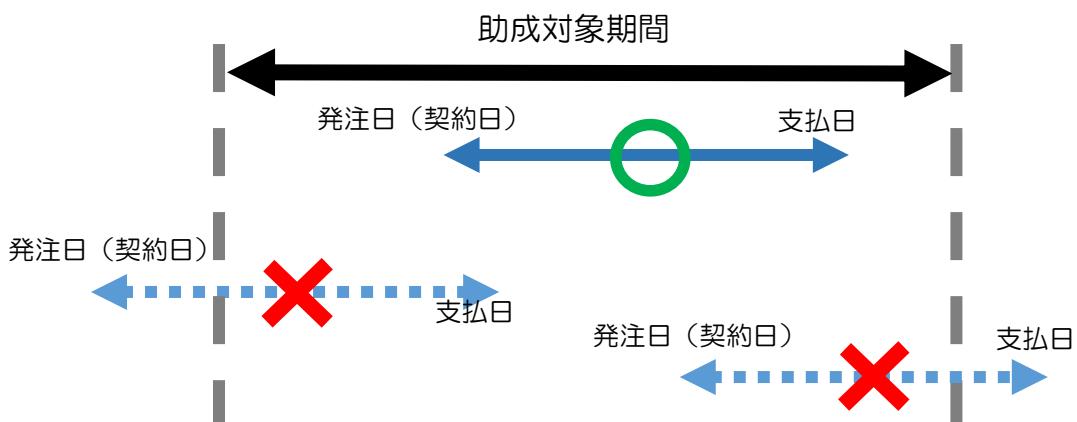
※ 審査の過程で助成金申請書、必要な書類に不備等が確認された場合、交付決定できない場合がございます

(2) 下記①～⑧の要件を満たすこと

- ①助成対象として申請した同一の内容（経費）で、公社・国・都道府県・区市町村等から重複して助成又は補助を受けていないこと（過去に受けたことがある場合も含む）。また、交付決定された後においても受けないこと。
- ②本助成事業の申請について、同一の内容（経費）で、公社が実施する他の助成事業に併願申請していないこと。
- ③事業税等を滞納していないこと（都税事務所との協議のもと、分納している期間中も申請できません）。なお、新型コロナウイルス感染症の影響により国税・地方税の徴収（納税）猶予を受けている場合は、徴収（納税）猶予許可通知書の写しを提出すること。
- ④東京都及び公社に対する賃料・使用料等の債務の支払いが滞っていないこと。
- ⑤過去に公社・国・都道府県・区市町村等から助成を受け、不正等の事故を起こしていないこと。
- ⑥民事再生法又は会社更生法による申立て等、助成事業の継続について不確実な状況が存在しないこと。
- ⑦必要な許認可を取得し、関係法令を遵守していること。
- ⑧その他、連鎖販売取引、ネガティブ・オプション（送り付け商法）、催眠商法、靈感商法など公的資金の助成先として適切でないと判断する業態を営むものではないこと。

5 助成対象期間

助成対象期間は、交付決定日から最長3ヵ月間です。この期間内に契約・実施・支払が完了する経費が助成対象です。



2 広告宣伝費 【経費上限 税抜150万円→助成限度額100万円】

販路開拓・顧客獲得等を目的とした広告物（印刷物、動画、ホームページ、看板等）のデザイン・制作及び広告物の掲載・配布等にかかる外部事業者への委託費

- ア 販路開拓・顧客獲得を目的とした広告等の制作・掲載・配布等
- イ 求人を目的とした広告等の制作・掲載・配布等

【注意事項】

- ア 制作委託については、実績報告の際、制作したものの写真・コピー等の資料が提出できること。
掲載委託については、実績報告の際、掲載している状態が確認できる写真等が提出できること。
配布委託については、実績報告の際、配布完了を確認ができる資料を提出できること。
- イ 新規ホームページを制作する際、外部事業者が負担した下記費用も対象とする。
 - ・ドメイン取得費用
 - ・サーバー利用料（助成対象期間にかかる分）
 - ・保守・管理費（助成対象期間にかかる分）
- ウ 求人を目的とした広告等の制作、掲載または配布等について申請する場合、助成対象経費として
計上できる経費上限は税抜 15 万円（助成限度額 10 万円）とする。

対象外となる内容

- ア 制作物に申請者以外の事業者名・ブランド名が記載されているもの（販売権を有している場合を除く）
- イ 他の用途にも使用できるもの（手ぬぐい・バッグ等無償のノベルティ、名刺、封筒）の制作費
- ウ 自社で広告物を制作するための機器、ソフトウェア、材料等の購入費、その他諸経費
- エ 見本等を制作するための材料等購入費
- オ 懸賞等に使用するものの制作費
- カ 掲載料・利用料等の支払が売上等と相殺して行われる場合の掲載料・利用料等
- キ 既存のホームページにかかるドメイン取得費用、サーバー利用料、保守・管理費

3 マーケティング調査費 【経費上限 税抜150万円→助成限度額100万円】

事業の本格稼働・生産性の向上等に必要なマーケティング調査を外部専門家に依頼する経費

- ア 効果的な店舗の運用・販売促進等を行うために必要な周辺環境の調査にかかる経費
- イ 顧客獲得のための新規メニューを開発するにあたり、専門家から助言をもらう際にかかるアドバイス料・コンサルティング料
- ウ その他、専門家派遣支援を受けた飲食事業に係る取組に資する調査費用

【注意事項】

- ア 一契約あたり税抜1万円以上のものを対象とする。
- イ 調査を依頼した場合、実績報告の際、依頼・調査内容、調査結果等が分かる資料が提出できること。
- ウ 助言を依頼した場合、実績報告の際、面談日、面談者、依頼・助言内容等が分かる資料が提出できること。

対象外となる内容

- ア マーケティング調査を事業者自身が実施した場合に負担する経費
(例) 調査のための移動、他店での食事に要する経費等
- イ 新規メニューの開発に事業者自身が負担する食材等の購入にかかる諸経費
- ウ 助成金・補助金の申請、実績報告にかかる申請代行・アドバイス料等

4 システム導入費 【経費上限 税抜150万円→助成限度額100万円】

事業の本格稼働・生産性の向上等に必要な内部システム・ソフトウェア等の導入費

- (例) 店舗等で使用するセルフオーダー、予約管理、勤怠管理、POSシステム等のソフトウェア、アプリケーション等の導入にかかる費用、月額費および登録・設定等代行費

【注意事項】

- ア 導入するシステム・ソフトウェアに一部機能を追加する場合の追加費用も対象とする。
- イ 実績報告の際、導入したシステム・ソフトウェア等が分かる資料を提出できること。

対象外となる内容

- ア 専用システムをゼロから構築・開発（フルスクラッチ）するもの
- イ 店舗等で恒常に利用しないもの
- ウ 広告宣伝に類するもの

5 廚房等工事費 【経費上限 税抜150万円➡助成限度額100万円】

事業の本格稼働・生産性の向上等に必要な厨房・店舗等工事費

- ア 店舗の再開・生産性の向上等にあたり必要となる工事を外部事業者に委託する経費
- イ 既存の厨房機器類の修繕・メンテナンス等を外部事業者に委託する経費

【注意事項】

- ア 一契約あたり税抜1万円以上のものを対象とする
- イ 内装・修繕・制作・改造等に係る工事は、必要最小限のものに限る
- ウ 工事の場合は工事・据付・取付・組立・設置・施工費等を含むもの
- エ 工事・修繕・メンテナンス等にあたっては、工事前後の写真が提出できること
- オ 住居兼店舗の場合は、店舗専有部分に係るもののみを対象とする
- カ 既存設備等を更新する必要がある場合、既存設備等の撤去・処分費用も対象とする。ただし、既存設備等の撤去・処分のみの経費は助成対象外とする

対象外となる例

- ア 都外の店舗にかかる工事費
- イ 土地及び店舗の購入費
- ウ 店舗等の工事を自ら行うための資材等の購入費および付随して発生する経費
- エ システムのランニングコスト（月額利用料等）
- オ 実績報告時点で営業許可を取得していない店舗の工事費

(3) 助成対象とならない経費

助成対象経費に適合しない経費はすべて助成対象外です。申請書に記載した経費であっても、交付決定後に助成対象経費に該当しないことが判明した場合は助成対象外となります。

①主な助成対象外経費の例

- ・専門家派遣支援を受けた飲食事業に係る取組に適合しない経費
 - ・租税公課（消費税、印紙代等）
 - ・振込手数料
 - ・消耗品、食材等の購入にかかる費用
 - ・自社の交通費、宿泊費、保険料、通信費、飲食費、雑費等の間接経費
 - ・セミナーやレクチャー、ワークショップ等の開催又は参加費用、招待券購入費、駐車場代等の経費
 - ・購入時、ポイントカード等によるポイントを取得・利用した場合のポイント分
 - ・助成対象となる取組が他の取組と混合されて取引が行われており、図面、写真等で区分しがたい場合
- ※自宅兼店舗で事業を行っている事業者が居住部分と店舗部分どちらにもかかる工事を行い、経費を区分できない場合等
- ・公的な資金の使途として社会通念上、不適切と認められる経費

②助成対象経費に適合していても以下に当てはまる経費

- ・契約から実施、支払までの一連の手続きが助成対象期間内に行われていない場合
- ・見積書、契約書、納品書、請求書、振込控、領収書等、公社が指定する帳票類が不備の経費
- ・制作物・写真等で助成対象となる取組の実施を確認できない場合や帳票類と写真が一致しない場合
- ・通常業務や他の取引と混合して支払が行われており、助成対象経費の支払が区分しがたい場合
- ・他の取引と相殺して支払が行われている場合
- ・自社の通常業務にかかる経費（自社が生業としている業務の委託や自社で取り扱う製品の購入等）
- ・対外的に生業かつ主要業務としていることが公開情報から確認できない業者との取引にかかる経費
- ・親会社、子会社、グループ企業等関連会社等と取引にかかる経費

※親会社、子会社、グループ企業等関連会社とは、自社と資本関係のある会社、役員等（これに準ずる者を含む）または社員を兼任している会社、代表者の三親等以内の親族が経営する会社をいう。

※会社には個人事業者、法人及び団体等を含む

- ・再委託（委託した業者からさらに別の業者へ主要な業務またはすべての業務の委託）が行われている場合
- ・一般価格や市場相場等と比べて著しく高額な経費

(5) 申請フォーム入力事項

入力事項	備考
専門家派遣受付 No.	専門家派遣支援の終了後、事務局より受領した支援レポートの上部の「受付 No.」を入力 (半角で入力してください)
事業形態	法人または個人
本店登記所在地	(法人) 履歴事項全部証明書に記載されている本店の所在地 (個人) 居住地
会社名 ※法人のみ	
代表者氏名	
代表者連絡先	
資本金 ※法人のみ	
従業員数 ※パート・アルバイト除く	
主たる業種	<ul style="list-style-type: none"> ・飲食業 ・製造業・情報通信業・建設業・運輸業・その他 ・卸売業 ・小売業 ・サービス業 上記のうち、売上高構成比の最も高い事業の業種をいずれか選択
連絡先所在地	
連絡担当者氏名	日中連絡が取れる担当者 (原則、自社の社員・店舗の従業員を担当者としてください)
担当者連絡先	日中連絡が取れる連絡先
店舗名称（屋号）	専門家派遣を受けて支援レポートに記載されている飲食事業に係る取組を実施する店舗 (専門家派遣で専門家が訪問した店舗)
店舗所在地	上記の店舗の所在地
飲食店の業種	
取組概要	専門家派遣を受けて支援レポートに記載されている飲食事業に係る取組のうち、実施する取組の概要
助成金交付申請額	電子申請フォームに添付する様式(実施計画)に記載する「2 資金計画 助成金交付申請額」を転記 (助成限度額 200 万円)
誓約事項 (P24 参照)	21 項目

とができませんのでご注意ください。

(3) 完了検査

提出された「実績報告書」及び経理関係書類に基づき、公社職員等が助成事業の実施が適正か、購入物等・経費についての確認等を行い、助成金の交付額を査定します。購入物や経理関係書類が確認できない場合、当該助成対象経費にかかる金額は助成対象外となる可能性があります。

状況に応じて、公社職員等が助成事業の実施場所（または公社が指定する場所）を訪問し、購入物・工事等の現地確認、経理関係書類の原本照合を行うことがあります。

なお、完了検査が終了しない限り助成金の交付額が確定しないため、助成金の交付をすることができませんのであらかじめご承知ください。

(4) 助成金交付額の確定

完了検査後、公社内で実績報告内容が助成対象として認められるか否か等についての審査を経て、助成金の交付額を確定し、「助成金確定通知書」により通知します。

※助成金の交付額は実績に基づく精算払いのため、交付決定額から減額となることがあります。

(5) 助成金の交付

助成事業者は、「助成金確定通知書」受領後、下記2点の書類を公社にご提出ください。

- ・「助成金請求書」（公社指定様式）
- ・印鑑証明書【原本】（請求書に押印した印、発行3ヶ月以内）

請求書が提出された後、ご指定の助成事業者名義の金融機関口座に助成金を振り込みます。請求書を公社が指定する期限内にご提出いただけない場合、助成金をお支払いできない場合がございますので、ご注意ください。



(6) 変更があった場合・取組を中止する場合

①変更

法人の名称、所在地（個人の場合は居住地）、代表者名の変更等があった場合は、公社の指定する様式で必ず公社へ届け出てください。

②中止

助成事業を中止する場合は、公社の承認を受ける必要があります。必ず公社へご連絡ください。

- ②前各号に掲げる者が自己の事業または自社の経営に実質的に関与していると認められること
- ③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって前各号に掲げる者を利用したと認められること
- ④前各号に掲げる者に資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
- ⑤その他前各号に掲げる者と役員または経営に実質的に関与している者が、社会的に非難されるべき関係にあると認められること

13 助成金交付決定の取消し及び助成金の返還

助成事業者等が以下のいずれかに該当した場合は、助成金の交付額の確定後であっても、助成金交付決定の全部又は一部を取り消し、不正の内容、助成事業者及びこれに協力した関係者等を公表することがあります。

また、既に助成事業者に助成金が交付されている場合、助成金（違約加算金及び延滞金を含む）を返還していただることになります。

- (1) 交付決定又は変更承認等の内容と異なる事実が認められたとき
- (2) 偽り、隠匿その他不正の手段により助成金の交付を受けたとき又は受けようとしたとき
- (3) 助成金を他の用途に使用したとき又は使用しようとしたとき
- (4) 東京都内で事業を行っていないと認められるとき
- (5) 東京都暴力団排除条例に規定する暴力団関係者であると判明したとき
- (6) 申請要件に該当しない事実が判明したとき
- (7) 助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件、助成金交付決定に基づく命令その他法令に違反したとき
- (8) その他、公社が助成事業として不適切と判断したとき

※刑事罰が適用される場合もあります。

※不正又は事故を起こした助成事業者、外注（委託）先の事業者、その他助成事業の関係者等については、今後、公社の実施するすべての助成事業に申請をすることができません。

【申請者情報のお取り扱いについて】

1 利用目的

- (1) 当該事業の事務連絡や運営管理・統計分析のため
- (2) 経営支援・技術支援等各種事業案内やアンケート調査依頼等を行う場合※
※ 辞退される方は、事務局までご連絡ください。

2 第三者への提供

以下の（1）～（3）により第三者へ提供する場合があります。

- (1) 目的
 - ア 当公社からの行政機関への事業報告
 - イ 行政機関からの各種事業案内、アンケート調査依頼※
※ 辞退される方は、事務局までご連絡ください。
- (2) 項目
 - 氏名、連絡先等、当該事業申請書記載の内容
- (3) 手段
 - 電子データ、プリントアウトした用紙

3 個人情報について

個人情報は、「個人情報の保護に関する要綱」に基づき取り扱います。当要綱は、（公財）東京都中小企業振興公社 WEB サイト (<https://www.tokyo-kosha.or.jp>) で、閲覧、ダウンロードできます。

【参考】助成金申請にあたっての誓約事項（21項目）

助成金に申請するにあたっては、下記誓約事項すべてに承諾していただく必要があります。

- ① 助成金とは、「協力金」や「融資」とは異なり、今後の事業活動に向けた取組経費の一部から助成金額を確定し、取組完了後に後払いにて交付するものであることを承知しました。
- ② 募集要項の記載内容を熟読のうえ、助成事業に関わることは本要項に従い遂行します。
- ③ 申請書に虚偽の記載はありません。また、故意・過失にかかわらず申請内容と実態が異なることが判明した場合は、公社の指示に従います。
- ④ 中小企業法第2条に該当する中小企業者（会社又は個人事業者）です。
- ⑤ 大企業が実質的に経営に参画する「みなし大企業」ではありません。
 - ・大企業が単独で発行株式総数又は出資総額の2分の1以上（複数で3分の2以上）を所有又は出資していないこと
 - ・大企業の役員または職員を兼ねているものが役員総数の2分の1以上含まれていないこと
- ⑥ 申請する店舗はフランチャイズ加盟店ではありません。
- ⑦ 本申請と同一内容（経費）で公社・国・都道府県・区市町村等から重複して助成又は補助を受けていません。また、交付決定後も受けません。
- ⑧ 本申請と同一内容（経費）で公社が実施する他の助成事業に併願申請していません。
- ⑨ 助成事業の実施にあたっては、必要な許認可を取得し、関連法令を遵守します。
- ⑩ 募集要項に掲載の「反社会的勢力排除に関する制約事項」について誓約します。
- ⑪ 募集要項における「4 申請要件」のすべての要件を満たしています。また、助成金交付完了まで満たします。
- ⑫ 助成事業の実施にあたっては専門家派遣支援で支援を受けた取組を、申請事業者が主体的に実施します。また、取組を実施し申請する店舗は、申請事業者が実質的に経営する店舗です。
- ⑬ 申請内容が助成対象の要件に該当するか否かは、公社の審査に委ねます。
- ⑭ 契約・実施・支払はすべて申請事業者が行います。取組の中で取得する物品・支出する経費等はすべて申請事業者に帰属し、財産等については当社の固定資産として計上するなど関連法令に基づき適切に会計処理します。
- ⑮ 業務を他者に委託する場合は、生業かつ主要業務とする業者へ直接委託・契約します。
- ⑯ 対外的に自社の通常業務と謳っている業務を外部委託しません。
- ⑰ 自社と資本関係のある会社、役員等又は社員を兼任している会社、代表者の三親等以内の親族が経営する会社等との取引に係る費用が助成対象にならないことを理解しました。
- ⑱ 公社職員等による検査・調査に協力します。
- ⑲ 自社の役員または従業員を公社との連絡担当者と定め、公社からの依頼には同人が速やかに対応します。
- ⑳ 募集要項の「11 助成金交付後の注意事項」に基づき、購入した備品等については、適正に管理し、管理すべき期間内に売却等の処分をする場合には、公社に事前に申請すること及びその処分により収入があった場合には、収入の全部又は一部を納付することに同意します。
- ㉑ 募集要項の「13 助成金交付決定の取消し及び助成金の返還」に基づき交付決定の取消し又は助成金の返還請求がなされる場合があることを理解しました。